

平成24年11月29日

平成24年第5回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第 6 6 号	専決処分の承認を求めることについて	1
議案第 6 7 号	宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会条例について	3
議案第 6 8 号	宮代町立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について	6
議案第 6 9 号	いきがい活動センター条例を廃止する条例について	8
議案第 7 0 号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	1 0
議案第 7 1 号	埼玉東部消防組合規約の変更について	1 2
議案第 7 2 号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	1 4
議案第 7 3 号	宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	1 5
議案第 7 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	1 6
議案第 7 5 号	平成 2 4 年度宮代町一般会計補正予算（第 3 号）について	1 7
議案第 7 6 号	平成 2 4 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	1 8
議案第 7 7 号	平成 2 4 年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	1 9
議案第 7 8 号	平成 2 4 年度宮代町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	2 0

議案第66号

専決処分の承認を求めることについて

平成24年度宮代町一般会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成24年11月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙執行経費を緊急に計上する必要が生じたことから、平成24年度宮代町一般会計予算に1,434万5,000円を追加し、総額を93億8,029万9,000円とすることについて専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成24年度宮代町一般会計補正予算（専決第1号）（別冊）

平成24年11月16日

宮代町長 庄 司 博 光

議案第67号

宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会条例について

宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会条例を別紙のとおり提出する。

平成24年11月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

小中学校再編計画の策定に当たり、宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会条例
(設置)

第1条 町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等を審議するため、宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の編成等に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町立小中学校の新設、統合、廃止等による適正配置に関すること。
- (2) 前号又は特別な事情による通学区域の新設、再編又は見直しに関すること。
- (3) 前2号の事項に関連して教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 町立小中学校のPTAの代表
- (2) 自治会等の代表
- (3) 町立小中学校長
- (4) 識見を有する者
- (5) 公募による市民（宮代町市民参加条例（平成15年宮代町条例第29号）第2条第1号アからウまでに掲げる者をいう。）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 公職にある委員の任期は、その在任中とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委

員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(宮代町立学校新設に伴う各学校の通学区域の編成等審議会条例の廃止)
- 2 宮代町立学校新設に伴う各学校の通学区域の編成等審議会条例（昭和54年宮代町条例第7号）は、廃止する。

議案第68号

宮代町立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について
宮代町立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年11月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

いきがい活動センター敷地内にあるアーチェリー場を町立体育施設として設置するため、宮代町立体育施設設置及び管理条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例
宮代町立体育施設設置及び管理条例（昭和59年宮代町条例第18号）の一部を
次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

宮代町山崎アーチェリー場	宮代町字山崎13番地1
--------------	-------------

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第69号

いきがい活動センター条例を廃止する条例について
いきがい活動センター条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

平成24年11月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

第4次宮代町総合計画前期実行計画に基づき、いきがい活動センターを公の施設から民間事業者の提案に基づく施設に機能転換することに伴い、いきがい活動センター条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

いきがい活動センター条例を廃止する条例
いきがい活動センター条例（平成18年宮代町条例第44号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第70号

埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、埼玉縣市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成24年11月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

白岡町の市制施行及び蓮田市白岡町衛生組合の名称変更に伴い、埼玉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「蕨市」を「蕨市 白岡市」に、「宮代町 白岡町」を「宮代町」に、「蓮田市白岡町衛生組合」を「蓮田白岡衛生組合」に改める。

別表第2第4条第1号に掲げる事務の項中「ふじみ野市」を「ふじみ野市 白岡市」に、「宮代町 白岡町」を「宮代町」に、「蓮田市白岡町衛生組合」を「蓮田白岡衛生組合」に改め、同表第4条第2号に掲げる事務の項中「蕨市」を「蕨市 白岡市」に、「宮代町 白岡町」を「宮代町」に改め、同表第4条第3号に掲げる事務の項中「加須市」を「加須市 白岡市」に、「宮代町 白岡町」を「宮代町」に改める。

別表第3第1区の項中「蕨市」を「蕨市 白岡市」に改め、同表第2区の項中「宮代町 白岡町」を「宮代町」に改める。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合事務組合規約の規定は、平成24年10月1日から適用する。

議案第71号

埼玉東部消防組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、埼玉東部消防組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成24年11月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

白岡町が、平成24年10月1日から市制施行したことに伴い、埼玉東部消防組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

埼玉東部消防組合規約の一部を変更する規約

埼玉東部消防組合規約（平成24年指令地政第201号）の一部を次のように変更する。

第2条中「宮代町、白岡町」を「白岡市、宮代町」に改める。

第5条第1項中 「宮代町 2人 白岡町 2人」を「白岡市 2人 宮代町 2人」に改める。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。

議案第72号

宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を宮代町固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町中央3丁目2番22号
- 2 氏 名 江 森 良 雄
- 3 生年月日 昭和23年3月24日
平成24年11月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

新たに、江森良雄氏を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第73号

宮代町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
次の者を宮代町教育委員会の委員に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町百間1丁目6番38号
- 2 氏 名 中村昭雄
- 3 生年月日 昭和24年4月17日
平成24年11月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

現教育委員会の委員である中村昭雄氏を引き続き教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第74号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦することについて意見を求める。

- 1 住 所 埼玉県南埼玉郡宮代町字中180番地
- 2 氏 名 稲山貞幸
- 3 生年月日 昭和49年1月18日
平成24年11月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

新たに、稲山貞幸氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第75号

平成24年度宮代町一般会計補正予算（第3号）について
平成24年度宮代町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。
平成24年11月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

前年度の事業実績に基づく清算の他、各種給付事業の実績等に伴い平成24年度宮代町一般会計予算に8,217万7,000円を追加し、総額を94億6,247万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第76号

平成24年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
平成24年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成24年11月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

県補助金の採択及び事務費繰入金の減額等に伴い、平成24年度宮代町介護保険特別会計予算から151万7,000円を減額し、総額を22億4,977万9,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第77号

平成24年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
平成24年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成24年11月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

平成24年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に、債務負担行為の追加補正として農排汚泥運搬業務委託契約を追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第78号

平成24年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について
平成24年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。
平成24年11月29日提出

宮代町長 庄 司 博 光

提 案 理 由

給水申込み件数の増に伴う分担金収入の増加及び電気料金値上げによる動力費の増加に伴い、平成24年度宮代町水道事業会計予算の収益的収入のうち営業収益を3,343万2,000円増額し総額を7億7,511万3,000円に、収益的支出のうち営業費用を650万円増額し総額を6億5,026万円に、営業外費用を128万2,000円増額し総額を6,300万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。